

千葉県立銚子特別支援学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法（以下「法」とする）第二条第一項（いじめの定義）、法第三条（基本理念）、法第八条（学校及び学校の教職員の責務）等を踏まえ、本校におけるいじめ防止対策の基本理念、コンプライアンス等について定める。

1 いじめの定義

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童等の立場になって行うものとする。

「いじめ」とは、「児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

この「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

（注1） 「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

（注2） 「いじめられた児童等の立場に立って」とは、いじめられたとする児童等の気持ちを重視することである。

（注3） 「一定の人間関係にある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童等が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童等と何らかの人間関係にある者をさす。

（注4） 「心理的又は物理的な影響」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」等、直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものであることや、身体的な攻撃の他、金品のたかり、物品の隠匿、インターネットや SNS などを通じて行われるものを意味する。いじめには様々な態様が挙げられる。

【例】 [冷やかす] [からかい] [悪口] [脅し] [嫌なことを言われる] [仲間はずれ]
[集団による無視] [軽く（ひどく）ぶつかられる・叩かれる・蹴られる]
[金品をたかられる・隠される・盗まれる・壊される・捨てられる]
[嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり・させられたりする]
[パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる]

（注5） けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童等の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

（注6） 好意から行った行為が意図せずに相手側の児童等に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手側を傷つけたが、すぐに加害児童等が謝罪し教師の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導する等、柔軟な対応による対処が可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

2 基本理念

いじめは、全ての児童等に関する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての児童等が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、全ての児童等がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童等の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童等が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童等の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

そこで、いじめ問題に対する学校の基本理念、姿勢を全職員の共通理解のもと、以下の基本的な考え方に立ち、いじめの防止等に向けた対策を講じるものとする。

(方針)

- ①「いじめは人間として絶対に許されない卑劣な行為である」という一貫した強い姿勢を貫き、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する児童等の理解を深める。
- ②「いじめられている児童等の立場に立ち、児童等の心の痛みを親身になって受け止め、最後まで徹底して守り抜く」という姿勢で、いじめ問題を克服する。
- ③「いじめはどの児童等にも、どの学校でも起こり得るものである。また、誰も被害者にも加害者にもなり得るし、被害者と加害者が入れかわることもあり得る」という危機感をもち、学校の内外を問わずいじめが行われない環境づくりを行う。

3 学校及び教職員の責務

本校及び本校の教職員は、基本理念にのっとり、保護者、地域住民、児童相談所、その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止等及び早期発見に取り組むとともに、児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対応する責務を有する。また、法の遵守といじめ問題への対応にあたり、正確に丁寧な説明を行い、隠ぺいや虚偽の説明を行わない。

4 いじめ防止等の対策のための施策

(1) いじめ防止等の対策のための組織

<校内としての組織>

○名称 「いじめ防止校内委員会」

○組織の構成

校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、副教務主任、学部主事、教育相談主任、養護教諭、寮務主任、各学部生徒指導係

※緊急開催時は事案に関する職員が加わる。

○開催回数及び開催月（緊急開催を含む）

- ・定例会 年間4回（4月、7月、12月、2月）
- ・緊急開催は随時

<外部と連携しての組織>

○名称 「いじめ防止対策委員会」

○組織の構成

校内委員会のメンバー、開かれた学校づくり委員会のメンバー（学校教育に関わる学識経験者、福祉の専門家、PTA会長等）、生徒代表（事前の打ち合わせで聴き取る）
※必要に応じて緊急的な組織の拡大、構成員の限定等も考えられる。

○開催回数及び開催月（緊急開催を含む）

- ・定例会 年間2回（6月、2月）
- ・緊急開催は随時

① 役割

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（いじめの未然防止・早期発見・いじめへの対処、校内研修等の施策）の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- イ いじめの早期発見のため、相談・通報の窓口としての役割
- ウ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童等の問題行動などに係る情報の収集、記録、共有を行う役割
- エ 学校のいじめに係る状況及び対策について家庭や地域に情報提供するとともに、学校・家庭・地域の連携・協働による組織の推進
- オ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、アンケート調査や面談等により、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童等への事実関係の聴取、被害児童等に対する支援・加害児童等に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者の連携
- カ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む）
- キ 「重大事態の調査」の母体組織としての役割

② 活動内容

- ・いじめの未然防止・早期発見に関すること
- ・いじめ事案に対する対応に関すること
- ・教職員のいじめ対応力強化や組織的対応の校内研修（年に複数回）の実施に関すること

(2) いじめの未然防止

① 未然防止に資する取り組み

ア 道徳教育・体験活動の充実

児童等の発達段階に応じて、「思いやり」「信頼」「友情」「感謝」「生命尊重」等の内容を教育活動全般において充実していくと共に、いのちを大切にすることを活用し、生徒がテーマについて自主的に考え、議論する機会を設けるよう努める。また、地域交流や清掃ボランティア等の体験活動を通して、集団や社会とのかかわりを深め、「公德心の尊重」「社会奉仕」等の資質を育てることができるよう努める。

イ わかる授業作り

個別の教育支援計画、個別の指導計画を活用し、一人一人の発達段階及び特性を考慮した授業を展開する。授業を通して、児童等が主体的に自己決定をする機会を設け、自己存在感や自己有用感をもてるように努める。

ウ 学校行事の充実

全校行事（体育祭、文化祭等）、学部行事（販売会、宿泊学習等）を通して、児童等が目標を共有し、主体的に役割を遂行したり、協力し合ったりすることで、互いを認め合える人間関係作りを進める。

エ コミュニケーション能力の育成

学部、学年を超えて活動に取り組み、他者と深くかかわる機会を設けることで、コミュニケーション能力や問題解決能力を高める活動を行う。また、児童等が学校や寄宿舎の生活について話し合い、より良い学校生活を実現できるように支援する。

オ 規範意識の醸成

学校生活を送る上で必要な基本的生活習慣・規律については、全教職員の共通理解・共通行動のもとに、その維持を図る。その際、児童等自らが規範の意義を理解し、それらを守り行動するという自律性を育む。また、他者の生命や安全を脅かすような問題行動・非行行為については、学校組織として毅然とした対応を行う。(いのちを大切にしているキャンペーン期間の活用)

カ 教職員の人権意識の向上

日々の教育活動の中で児童等に指導する際、教職員の不適切な発言や体罰、過度の競争意識や勝利至上主義等の児童等のストレスが、いじめを助長、誘発することを自覚し、校内研修等を通じて教職員の人権意識の向上に努める。また、障害、LGBT、外国籍による言語や文化の差、東日本大震災・原発事故避難による心身への影響を理解し、児童等に適切な支援ができるように努める。

キ 情報モラル教育の実施

児童等の実態に応じて、SNS、LINE、ブログ等の利用の仕方について計画的に学習を行い、「自分の情報や他人の情報を大切にする」「相手への影響を考えて行動する」「自他の個人情報や第三者にもらさない」等の観点を中心に、一つの行為がいじめの被害者に留まらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることを理解できるように指導する。また、外部機関と連携して授業を行う等、指導工夫に努める。

② いじめ防止等の啓発活動

集会、保護者宛文書、学校だより等を通じて、いじめ防止基本方針を提示し啓発活動に努める。

(3) いじめの早期発見について

① 定期的な調査と教育相談

ア いじめアンケート調査及び教育相談の実施

学校生活・寄宿舎生活に関するアンケートに、いじめについての項目を入れて早期発見に努めるものとする。また、アンケートの実施後は必ず担任と個別面談を行い、教育相談の機会とする。アンケートの実施が難しい児童等については、学級担任がいじめ調査表に基づきチェックを行い、客観的に判断できるように努めるものとする。

各学期に1回実施する。(7月、11月、1月)

イ 小さなサインを敏感に受け止める

教師自身が常にいじめはどの児童等にも、どの学級でも起こり得るものであることを十分に自覚し、日頃から児童等が発する小さなサインを見逃さないようにする。また、保健指導部(養護教諭含む)と連携し、出席状況、体重、体調の変動や異変がないか等の観察に努める。併せて、いじめがあった場合の児童等の変化の特徴を保護者に文書等で示し、家庭と連携して見守る体制づくりに努める。

② 相談体制と相談窓口

相談窓口の設置、保護者面談(各学期1回)での聴き取りなどを通して、どんな小さなものでも当該児童や周囲からの訴えを親身になって聴き取る。保護者や地域からの訴えを真剣に受け止め、迅速に対応する。また、校外における相談窓口も含め、保護者宛文書等に掲載し、保護者や児童等への周知を図る。

③ インターネットを通して行われるいじめ対策

インターネットの利用に関する実態調査として、SNS、LINE、ブログ等の利用状況を把握する共に、児童等の実態に応じて、計画的に情報モラル教育を実施する。また、携帯電話等の利用に関する危険性や携帯電話の利用に関しての家庭におけるルールづくり等について保護者への啓発を図る。

(4) いじめへの対処

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヵ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断された場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童等の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童等が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童等がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童等本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめの解消に至っていない段階では、被害児童等を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童等の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「衣装している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童等及び加害児童等については、日常的に注意深く観察する必要がある。

5 いじめの相談・通報について

(1) 学校内のいじめの相談・通報窓口

- ・学校内における児童等の相談・通報窓口については、学級担任、養護教諭、教育相談係（特別支援教育コーディネーター）を原則とするが、児童等が話しやすい、信頼している教職員等に相談できる環境づくりに努める。
- ・寄宿舎内における相談・通報窓口については、部屋担当職員が対応する。その後、寮務主任を通して学校へと報告をする。
- ・保健指導部（養護教諭含む）は、児童等のいじめ相談窓口としての保健室経営のため、日頃から相談しやすい環境や人間関係を築き、精神的な健康度の把握に努める。また、気軽に話や悩み相談ができるような環境づくりに努める。
- ・学校内における保護者、地域の相談・通報窓口については、教育相談係（特別支援教育コーディネーター）が担当する。

(2) 学校外のいじめの相談・通報窓口

- ・学校外の相談・通報窓口については、県相談窓口、警察、市内サポートセンターの連絡先について保護者宛文書等を通じて周知する。

(3) 相談・通報について

- ・いじめの傍観者とならないために集会等を通じて、いじめゼロ宣言の「話す勇氣」について説明

し、児童等がいじめについて相談・通報することは恥ずかしいことではなく適切な行為であることを正しく認識できるようにする。

6 いじめを認知した場合の対応について

(1) 報告連絡体制

- ・いじめが発生した場合は、認知した状況を学部主事、生徒指導主事を通じて管理職へ報告する。

発見者 → 担任 → 学部主事 → 生徒指導主事 → 教頭 → 校長	校内委員会 開催
------------------------------------	----------

(2) 警察への通報

- ・警察への通報に際しては、事実確認を行ったのち管理職へ報告し、校長が通報するものとする。

(3) 被害児童等への対応

- ・被害児童等と学級担任による二者面談（必要に応じて保護者を含む三者面談）を実施し、事実確認のための聴取を行う。
- ・被害児童等へは、加害児童等に対して学校として厳正に対処することを伝える。
- ・聴取は他児童等と接触しないように別室にて行い、被害児童等の心情に配慮する。
- ・聴取の際は複数の教職員が対応するものとする。特に、被害児童等が女子の場合は聴取者に必ず女性教職員を入れる。
- ・被害児童等を守ることを徹底し、不安な点の聴き取りと今後の対応について説明を行う。

(4) 加害児童等への対応

- ・聴取は個別に別室にて行い他児童等との接触がないようにする。
- ・聴取時は必要に応じて休息の時間を設け、食事についても必要に応じて別室でとれるようにする。
- ・記録は用紙及びデータにまとめ、聴取内容が把握しやすいようにしておく。
- ・聴取に際しては不適切な方法にならないよう教職員間で共通理解を図るようにする。
- ・保護者面談（必要に応じて三者面談）を行い、事実の通知と今後の指導に対する協力を依頼する。

(5) 加害児童等からの圧力防止

- ・学校として厳正に対処する旨を本人と保護者に伝える。
- ・学校内においては各担当者が加害児童等の注視に努め、被害児童等への接触を回避できるようにする。
- ・被害児童等の登下校は、複数もしくは保護者送迎で行うよう協力を依頼し連携をとるようにする。
- ・家庭へ電話などによる圧力があつた場合には保護者が対応し、その旨を学校へ連絡する。

(6) 通報者への対応

- ・いじめ加害児童等が被害児童等や通報者に圧力（物理的、精神的）をかけることを防止する。

(7) 調査結果の通知

- ・調査結果については、被害児童等、保護者へ情報提供するとともに加害児童等、保護者へ事実を通知する。

(8) 寄宿舎においても上記に準じた対応を行う。

7 指導について

(1) 被害児童等のケア

- ・被害児童等を別室においてカウンセリングを行うなどして精神的なケアを行う。必要に応じてカウンセラーを活用する。

- ・安心して学習できる環境（別室登校や補修等）を整える。
- ・安心して登校できるようにするため、学校の対応として保護者に情報を提供する。現在の状況と今後の見通しについて提示と助言を行う。
- ・寄宿舎では、職員体制や部屋の移動等の検討をし、被害児童等が安心して生活を送ることができる体制作りを行う。

(2) 加害児童等・保護者への対応

- ・学級担任、学部主事、生徒指導主事が中心となり指導方針と内容を作成し、委員会で指導内容を確認したのち個別指導を行う。
- ・加害児童等を聴取して事実確認を行う。事実確認後、心情の変化に留意しながら個別指導を行う。その際、原因の背景にあるものを丁寧に聴き取ったり、社会性や規範意識を育む適切な支援をしたりできるように留意する。
- ・保護者に対しては、家庭での様子を聴き取ったのち学校の方針を提示し協力を依頼する。
- ・寄宿舎では、学級担任・生徒指導主事と連携を図り、加害児童等への指導を個別に行う。加害児童等を聴取して事実確認を行う。事実確認後、心情の変化に留意しながら個別指導を行う。寄宿舎で把握している実態や経緯を伝え、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。

(3) 他児童等・保護者への周知

- ・いじめがあった場合、学級会、集会（学部集会、全校集会、自力通学生集会、保護者会）において、加害児童等に対する特別指導を実施することを伝える。

(4) 他児童等への指導

- ・二者関係以外の者（観衆、傍観者など）に対しては、集会（学級会、学部集会、全校集会、自力通学生集会）及び個別面談において指導を行う。

8 重大事態の対処について

(1) 重大事態について

- 一 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
具体例として、
 - ①児童等が自殺を企図した場合
 - ②身体に重大な傷害を負った場合
 - ③金品等に重大な被害を被った場合
 - ④精神性の疾患を発症した場合
 などである。
- 二 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
(年間 30 日を目安とする。ただし一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査をする。)

(2) 重大事態への対応

- ・重大事態が発生したと認知した場合には、速やかにいじめ防止対策委員会を開催し、適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・児童等または保護者からの重大な被害が生じたという申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることを考慮し、重大事態が発生したものとして迅速に報告・調査を行う。

- ア 学校下に、重大事態の調査組織を設置
- イ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
- ウ いじめを受けた児童等及びその保護者に対して情報を適切に提供
- エ 調査結果を学校の設置者に報告（重大事態を発見した時、及び調査後）
- オ 調査結果を踏まえた必要な措置と情報提供

(学校・寄宿舎で発生した場合)

発見者→ 学校いじめ対策組織構成員 →教頭→校長→学校安全保健課→教育長→知事

該当学級担任、生徒指導主事
教務主任、副教務主任
学部主事、教育相談主任
養護教諭、寮務主任
各学部生徒指導係

特別支援教育課
(二報以後の対応)

学校安全保健課安全室	0 4 3 - 2 2 3 - 4 0 9 1
特別支援教育課教育課程指導室	0 4 3 - 2 2 3 - 4 0 4 5
学校危機管理担当	0 4 3 - 2 2 3 - 4 0 9 0

- ・事態が切迫している状況においては、緊急会議の開催を待たずして当該教職員が臨機応変に対応する。
- ・調査方法は、被害児童等のケア及び加害児童等・保護者への対応に準じる。また、県教育委員会及び警察の助言に基づき対応する。
- ・校外へ情報開示する際には、県教育委員会及び警察と連携して対処する。

9 公表・点検・評価について

(1) 公表

「学校いじめ防止基本方針」を学校ホームページ、保護者宛文書（概要版）等で公表したり、年度始めの集会や学校説明会等で説明したりすることで、児童等及び保護者、関係機関等に対して、いじめを防止するとの重要性について周知・徹底を図る。また、開かれた学校づくり委員会において計画、活動状況等を報告する。

(2) 点検

アンケート調査や聴き取り調査の結果を学期ごとにまとめ、調査結果を学校（各学部）、寄宿舎で分析し実態把握を行う。調査結果は個別指導の手立てとなるように学部、寄宿舎に提示する。調査結果、指導経過については生徒指導係が情報を集約する。

(3) 評価

年度毎にいじめ問題への取組を保護者、児童等、所属職員等で学校評価（12月）等を通じて評価する。「学校いじめ防止基本方針」の見直しについては、年度毎2月のいじめ防止対策委員会においてPDCAサイクルで検証し、見直し等について検討する。

平成26年4月	4日	策定
平成27年7月	17日	改定
平成28年5月	10日	改定
平成29年4月	28日	改定
平成30年4月	27日	改定
令和元年5月	7日	改定